

報道機関各位

令和7年12月期の期末・勤勉手当を北九州市職員に支給

- 1 令和7年12月期の期末・勤勉手当が、12月10日（水）に北九州市職員に支給されます。
市長等の特別職を含む北九州市職員11,447人に対して、総額106億4,800万円が支給されます。

職員数	11,447人 (前年同期 11,481人)
支給総額	106億4,800万円 [前年同期 103億7,800万円 前年同期比 +2.6%]

- 2 行政職職員の令和7年12月期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約92万8千円です。

平均年齢	46歳 4月 (前年同期 46歳6月)
平均支給額	927,503円 [前年同期 908,638円 前年同期比 +2.1%]

- * 行政職職員とは、企業職員を除く行政職給料表適用職員を指します。
- * 行政職職員の数は5,141人です。

- ※ 北九州市においては、12月10日の支給額は、本年の人事委員会の報告による0.05月の支給月数の増分（改定分）を含めた額を支給します。
- ※ 他団体においては、12月10日の支給に際し、0.05月の支給月数の増分（改定分）が含まれていない場合があります。（例月給与の差額支給（12月末）等により対応、年間支給月数は北九州市と同じ）

- 3 主な特別職の期末手当の支給額は次のとおりです。

市長	2,830,322円 (前年同期 2,789,889円、前年同期比 +1.4%)
議長	2,500,732円 (前年同期 2,465,007円、前年同期比 +1.4%)

- * 市長については、令和5年度から令和8年度までの間、10%の減額を実施しています。
- * 議長については、令和6年度12月期から令和8年度までの間、8%の減額を実施しています。

- ※ 主な変動要因は、本年の人事委員会の報告に基づき、年間支給月数を0.05月分引き上げたこと（ただし、一般職の今期の支給月数は前年同期と比べ増減なし、特別職は0.025月分の増加）や令和6年度の給与改定に伴い給料月額が増加したこと等によるものです。

【問い合わせ先】
総務市民局給与課
担当：大庭（課長）、舟橋（係長）
電話：093-582-2217

1 職員数及び支給総額

区 分	令和7年12月期		令和6年12月期		支給総額の伸び率
	職員数	支給総額	職員数	支給総額	
一 般 職	10,809人	99億 8,800万円	10,842人	97億 3,300万円	2.6%
特 別 職	63人	1億 2,900万円	61人	1億 2,300万円	4.9%
三 企 業	575人	5億 3,100万円	578人	5億 2,200万円	1.7%
合 計	11,447人	106億 4,800万円	11,481人	103億 7,800万円	2.6%

2 特別職の支給額の試算例

区 分	令和7年12月期	令和6年12月期	支給額の伸び率
市 長	2,830,322円	2,789,889円	1.4%
副 市 長	2,380,335円	2,346,329円	1.4%
議 長	2,500,732円	2,465,007円	1.4%
副 議 長	2,248,365円	2,216,245円	1.4%
議 員	2,018,940円	1,990,098円	1.4%

* 上記の者については、勤勉手当が支給されず、期末手当のみ支給されます。

* 上記の支給額は、在職期間（6月2日～12月1日）率を100%として試算したものです。

* 令和5年度から令和8年度までの間、市長10%、副市長5%の減額を実施しています。

* 令和6年度12月期から令和8年度までの間、議長、副議長及び議員は8%の減額を実施しています。

3 支給月数等

区 分	令和7年12月期			令和6年12月期		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
一 般 職	1.275 月分	1.075 月分	2.35 月分	1.275 月分	1.075 月分	2.35 月分
特 別 職	1.75 月分	—	1.75 月分	1.725 月分	—	1.725 月分

<支給月数の前年度比較>

年度	区分	6月期			12月期			年 間		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
R6	勧告後	1.225 (1.675)	1.025 (—)	2.25 (1.675)	1.275 (1.725)	1.075 (—)	2.35 (1.725)	2.50 (3.40)	2.10 (—)	4.60 (3.40)
R7	勧告前	1.25 (1.70)	1.05 (—)	2.30 (1.70)	1.25 (1.70)	1.05 (—)	2.30 (1.70)	2.50 (3.40)	2.10 (—)	4.60 (3.40)
	勧告後	1.25 (1.70)	1.05 (—)	2.30 (1.70)	1.275 (1.75)	1.075 (—)	2.35 (1.75)	2.525 (3.45)	2.125 (—)	4.65 (3.45)

* 表中の（ ）内の数字は「特別職」の支給月数です。